

鹿嶋 敬 著

## 『なぜ働き続けられない? : 社会と自分の力学』

(岩波書店、2019年1月 244頁)

大沢 真知子



本書は第1次から第4次までの男女共同参画基本計画の策定の専門調査会会長を務めた鹿嶋氏による日本の男女雇用機会均等法の成立から現在までの女性政策の変遷を振り返り、女性労働者の変化と社会の課題をまとめた著書である。また、著者の新聞記者時代の一般には知りえない均等法成立前夜の労使の攻防などのエピソードが記されており、それが本書の魅力のひとつになっている。

均等法は国際条約の女子差別撤廃条約に政府が批准し、それに伴って国内法の整備が必要になり成立したもので、外圧によって成立した法律であると揶揄されることが多いが、本書を読むと男女機会均等法が成立した際の国内法の整備にあたっては女性たちの力によって分厚い壁が打ち破られたことがわかる。

にもかかわらず、成立した法律は「形だけの男女平等を整え、男女雇用機会均等時代の体裁を繕った」(p.47)のものであった。企業は職場に男女平等の慣行を導入する代わりにコース別人事管理制度を導入し、実際には相変わらずの男女別管理を行ったのである。

専業主婦の妻がいる夫を標準とする総合職に女性がついてもそれは「特別な人」(未婚か既婚で子供なし)でないとできないという総合職第1期生の女性の悲痛な声(p.68)が紹介されている。しかも、総合職で頑張っても、賞賛されるどころか、所詮日本の社会では「負け犬」と揶揄されてしまうのだ。

しかし、本書は女性労働政策を振り返って、1985年をターニング・ポイントであるとしている。国際条約の女子差別撤廃条約に批准し、それに伴って国内法を整備した。そして、男女雇用機会均等法が制定された。教育の分野では1993年から中学で94年では高校の家庭科教育が男女必修になる。労働市場における男女平等の原則を打ち立てるための最初の一步が踏み出されたのである。

男女雇用機会均等法の陰に隠れて注目度が低いものの、その役割がますます重要になってきているのが男女共同参画基本法である。男女共同参画社会基本法の基本理念は、「男女の人権が尊重され」(第3条)「性別による固定的な役割分担等がないこと」(第4条)「国、地方自治体、民間企業等あらゆる分野の方針決定等に男女双方が参画し」(第5条)「家庭にあっては男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を果たす」(第6条)、「同時にこれらを国際的な協調の下に展開する」(第7条)を指す。1999年に制定され、現在第4次基本計画が策定されたところである。

以上述べてきたように法律上は様々な整備がされ、それに基づいた基本計画が策定されたにもかかわらず、なぜ女性の活躍する社会は実現されていないのか。著書はその理由を、社会全般に男女平等の理解と育児支援に関する法整備が不十分であったことに加えて、育児などに男性を巻き込むという意識も希薄だったからだという。

本書の3章では日本の職場では安定した稼ぎと引き換えに職務転換や長時間労働、あるいは転勤を引き受けることが暗黙のうちに想定されている。そのことが、夫は正社員、

妻は非正社員という“性別社員分離”を生じさせてしまっていることを指摘している。

さらに第4章では30年経っても未だに女性が活躍できない日本の社会の問題点として日本では雇用区分ごとに、その中で男女の平等が目指されているが、雇用区分間に存在する差は容認されている。つまり、「総合職と一般職、正社員と非正社員は待遇が異なるが、それは「異なる雇用管理を行うことを予定して設定し」、区分が異なるので異なる扱いも問題なし」(p.115)ということである。そして、新法が事業主に要請して事業主行動計画策定指針においても、「採用時の雇用区分にとらわれずに女性の意欲と能力を発揮できるようにする必要性」が述べられているのだが、雇用区分管理そのものが内包する性差別は容認している。しかし、ここに女性が活躍しにくい根本の原因があるのであり、見直しの議論が必要になっていると論じている。

第4次男女共同参画基本計画の策定においては、この問題に焦点が当たっており、「男性中心型労働慣行等の変革」が大きなテーマになっている。女性が活躍しにくい社会の根底には「長時間労働」と「性別役割分担意識」があり、それを変える必要があるのだ。

つまり、四半世紀が過ぎてやっと、日本の社会は男女共同参画社会実現のための入り口に到達したのだ。

興味深いのは、女性の中の多様性／異質性に目を向けることの重要性が指摘されていることである。例えば、正社員は病児保育制度の拡充を求め、非正社員は職業訓練の受講とその費用補助を求めている。突き詰めていくと、女性をひとくくりにして、性別役割分担意識を前提に差別すること。それこそが、女性の活躍しにくい社会を作っている犯人であり、それを禁止する法律が日本にはない。このことが30年経ってもなお大きな男女格差が日本の社会に存在することの理由であることが本書を読むとよく分かる。

さらに第5章では、女性の貧困が取り上げられている。第4次基本計画の第8分野では「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」があげられている。背後に非正規労働者問題がある。日本では配偶者に扶養されている標準世帯であれば、老後の安心がえられる。しかし、女性単身世帯やひとり親(母子)世帯になると半数近くが貧困である。日本の社会保障は、配偶者の扶養がある標準世帯モデルを基本としてデザインされているからだ。

しかし実際には男性配偶者の雇用不安を抱えた世帯が増大しており、それが、貧困を次世代に継承している。さらに、女性は若い時は父親に、結婚してからは夫に、夫没後は息子に扶養されるという暗黙の社会意識があり、非正規の女性の問題は社会の問題になりにくい。

今日本の女性問題は新たな局面に入っており、男女2元論の限界が見えてきている。本書では何よりも重要なのは、「自分の意志で自分の人生を選び取る」ことであり、そのために、“固定的な性別役割分業の否定”が重要になっていると結んでいる。この記述は重い。つまり日本ではまだまだ企業の都合に自分たちの生活を合わせることが求められる社会であり、これを変える可能性が、男女雇用均等法や男女共同参画基本法であるからだ。

今日本ではあらゆる政策をジェンダーの視点で見直す必要があり、本書はまさにタイムリーな本であり、多くの人に手に取って欲しい著書である。

(おおさわ まちこ：日本女子大学現代女性キャリア研究所 所長)